

## 和歌山市家庭教育支援条例

家庭は、教育の根幹である人づくりの基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点である。子供の基本的な生活習慣及び生活力、豊かな情操、人に対する信頼、他者への思いやり、善惡の判断等の基本的な倫理観、自立心及び自制心等は、家族のふれあいを通じて、家庭で育まれるものである。

私たちが住む和歌山市は、四季を通じて温暖な気候及び豊かな自然環境の下で先人が育んだ伝統、文化及び技術を受け継ぎながら、家庭及びその家庭を取り巻く地域社会が一体となって子供の健やかな成長を見守り続けてきた。

しかし、近年では、核家族化、地域社会の人間関係の希薄化等により、家庭が孤立化し、保護者の子育てへの不安や負担感の増大とともに、家庭や地域の教育力及び子育て力の低下が指摘されている。

本市では、これまで「ともに学び ともに支えあい 未来につながる教育」を基本理念とし、地域社会全体で将来の和歌山市を創造できる人を育てる教育の充実に取り組んできたが、こうした家庭、社会等の変化を踏まえ、より一層の支援を進めていくことが求められている。

私たちは、家庭教育の意義を見直し、家庭教育における家庭の果たす役割を改めて認識するとともに、家庭を取り巻く市、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者が家庭教育の自主性を尊重し、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、連携を深め、家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、家庭教育に十分な支援がなされ、家庭教育が充実することにより、子供が健やかに成長することを願い、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念及びその実現を図るための施策の基本となる事項を定め、市、保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育のための施策を総合的に推進することにより、保護者が親として学び、成長していくこと及び子供が将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子供の基本的な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者がその現に監護する子供に対して行う教育をいう。

- 2 この条例において「子供」とは、おおむね18歳以下の者をいう。
- 3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- 4 この条例において「地域住民」とは、本市の区域内に住所を有する者をいう。
- 5 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他地域的な共同活動を行う団体をいう。
- 6 この条例において「事業者」とは、法人及び事業を行う個人をいう。

### (基本理念)

第3条 家庭教育への支援は、保護者が教育基本法（平成18年法律第120号）第10条第1項に定めるところにより、子供の教育について第一義的責任を有しているとの基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、市、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に行うものとする。

### (市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育を支援するために必要な体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、家庭教育を支援するための施策を策定し、これを実施しようとするときは、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、家庭教育を支援するための施策を策定し、これを実施しようとするときは、保護者及び子供の障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況に配慮するものとする。

### (保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子供に愛情をもって接し、子供の基本的な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

### (学校等の役割)

第6条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民及び地域活動団体と連携し、子供の基本的な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (地域住民及び地域活動団体の役割)

第7条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携し、家庭教育を行うため、良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事、歴史、伝統、文化及び技術の継承を通じ、子供の健全な育成に努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携し、家庭教育を支援するための取組を行うよう努めるものとする。
- 3 地域住民及び地域活動団体は、市が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する者の健康に配慮し、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な就業環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

### (親としての学びの支援)

第9条 市は、親としての学び（保護者が子供の発達段階に応じた家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。以下この条及び第14条において同じ。）を支援するための学習の方法を研究し、その研究結果に基づく普及を図るものとする。

- 2 市は、親としての学びを支援するための学習の機会を提供するものとする。

3 市は、学校等及び地域活動団体が親としての学びを支援するための学習の機会を提供することを支援するものとする。

（親になるための学びの支援）

第10条 市は、親になるための学び（子供が家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になるために必要なことについて学ぶことをいう。以下この条及び第14条において同じ。）を支援するための学習の方法を研究し、その研究結果に基づく普及を図るものとする。

2 市は、親になるための学びを支援するための学習の機会を提供するものとする。

3 市は、学校等及び地域活動団体が親になるための学びを支援するための学習の機会を提供することを支援するものとする。

（人材の養成）

第11条 市は、家庭教育の支援を行う人材の養成に努めるとともに、家庭教育への支援に関する人材のネットワークの構築及びその拡充に努めるものとする。

（連携した活動の促進）

第12条 市は、保護者、学校等、地域住民及び地域活動団体が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進するものとする。

（相談体制の整備及び充実）

第13条 市は、家庭教育に関する保護者の相談に応じるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

（広報及び啓発活動の充実）

第14条 市は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 市は、家庭教育における家庭の果たす役割について、市民の理解を深め、意識を高めるため、親としての学び及び親になるための学びの重要性に関する研修の実施その他の必要な啓発を行うものとする。

3 市は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する事例の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。